

共同住宅や貸駐車場等の事業を営んでいる方へ
【固定資産税(償却資産)申告のお願い】

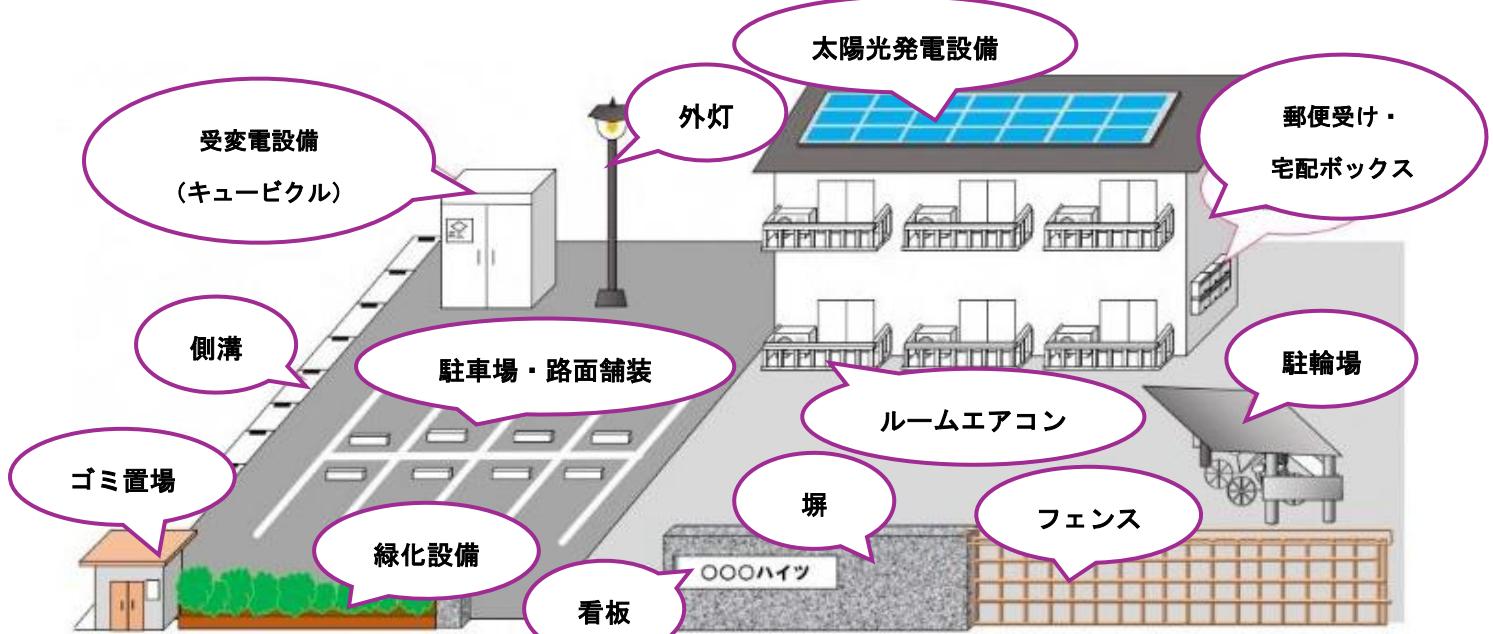
共同住宅や駐車場等を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税が課税されます。鉢田市内に償却資産を所有している方には、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

償却資産とは

償却資産とは、会社(法人)や個人の方が**事業を営むために**所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

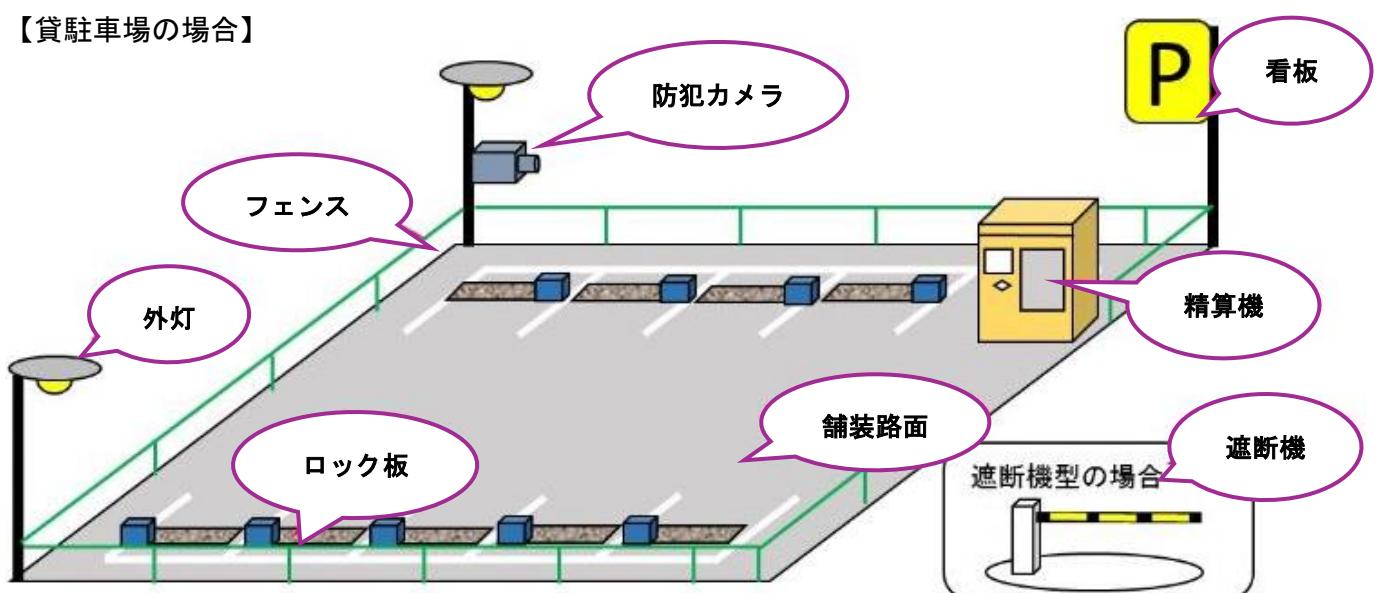
【共同住宅の場合】

＜申告対象資産の例示＞ ※代表的なものの例示ですので、これら以外の資産も申告の対象となる場合があります。



その他…LAN配線設備、看板、監視カメラ、駐車場機械設備など

【貸駐車場の場合】



▼主な対象資産一覧表

資産の種類	該当資産
構築物	舗装路面、門、塀、緑化施設(植木等)、外構工事、看板(広告塔等)、外灯、消雪用配管設備、フェンス、自転車置場、ごみ置場、物置など
建物付属設備 機械・装置	太陽光発電設備(屋根に架台で設置し発電出力が10kW以上のもの)、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管など
工具・器具・備品	ルームエアコン(壁掛け)、ガス衣類乾燥機、集合郵便受け、宅配ボックス、館名看板など

※ 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次のように家屋と償却資産に区分して課税されます。

- ・ 償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に取り付けられたもの又は独立した設備としての性格が強いもの（例：ルームエアコン(壁掛け)）
- ・ 家屋とするもの………家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの
(例：屋内の電気設備、屋内のガス設備、衛生設備など)

申告について

毎年1月1日現在に、鉾田市内に償却資産を所有されている方が納税義務者となります。1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日までに税務課へ申告をお願いします。（過去に取得したもので未申告の資産がある場合は、速やかにご申告ください。）

申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市総務部税務課 固定資産税係

開庁時間 8:30～17:15（土・日・休祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

電話 0291-36-7454（直通）

※ 償却資産についての詳しい内容は「固定資産税【償却資産】申告の手引き」をご覧ください。



◀ 鉾田市公式 HP でご確認いただけます。

Q & A

Q. アパート経営をしている場合、償却資産の申告は必要でしょうか？

A. アパートを建てると、例えば、駐車場のアスファルト舗装やフェンス、駐輪場などが事業用資産となり、償却資産に該当します。